

鹿 児 島 県 公 報

令 和 6 年 2 月 9 日 (金) 第 488 号 の 2



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿 児 島 市 鴨 池 新 町 10 番 1 号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

告 示

- 県税の申告等期限の延長 (税務課取扱い) 1
○道路の供用の開始 (道路維持課取扱い) 1
○令和5年度自衛官の募集 (危機管理課取扱い) 2
○児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の廃止 (大隅地域振興局取扱い) 2
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業の廃止 (大隅地域振興局取扱い) 3
- 公 告
- 開発行為に関する工事の完了公告 (3件) (建築課取扱い) 3
- 公 安 委 員 会 規 則
- 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律に基づく行政処分の公表に関する規則の一部を改正する規則 (※) (交通企画課取扱い) 4

告 示

鹿 児 島 県 告 示 第 84 号

鹿 児 島 県 税 条 例 (昭 和 38 年 鹿 児 島 県 条 例 第 23 号 。 以 下 「 条 例 」 と い う 。) 第 14 条 第 2 項 の 規 定 に よ り , 地 方 税 法 (昭 和 25 年 法 律 第 226 号) 又 は 条 例 に 定 め る 申 告 , 申 請 , 請 求 , 届 出 そ の 他 書 類 の 提 出 (審 査 請 求 に 関 す る も の を 除 く 。) 又 は 納 付 若 し く は 納 入 に 関 す る 期 限 (以 下 「 申 告 等 期 限 」 と い う 。) の う ち , 令 和 6 年 1 月 1 日 以 降 に 到 来 す る 申 告 等 期 限 で , 1 に 掲 げ る 地 域 に 住 所 又 は 主 た る 事 務 所 若 し く は 事 業 所 を 有 す る 者 に 係 る も の (2 に 掲 げ る 税 目 に 係 る も の を 除 く 。) に つ い て は , 別 に 告 示 で 定 め る 期 日 まで 延 長 す る 。

な お , 個 人 の 県 民 税 の 申 告 等 期 限 に つ い て は , 同 税 に 併 せ て 課 さ れ る 個 人 の 市 町 村 民 税 の 申 告 等 期 限 の 処 置 の 例 に よ る 。

令 和 6 年 2 月 9 日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

- 1 指 定 地 域
富 山 県 及 び 石 川 県
- 2 税 目
自 動 車 税 の 環 境 性 能 割 , 自 動 車 税 の 種 別 割 (賦 課 期 日 後 に 納 税 義 務 が 発 生 し た も の に 係 る も の に 限 る 。) 及 び 狩 猟 税 並 び に 当 分 の 間 道 府 県 が 賦 課 徴 収 を 行 う こ と と さ れ て い る 軽 自 動 車 税 の 環 境 性 能 割

鹿 児 島 県 告 示 第 85 号

道 路 法 (昭 和 27 年 法 律 第 180 号) 第 18 条 第 2 項 の 規 定 に よ り , 次 の と お り 道 路 の 供 用 を 開 始 す る 。

な お , 供 用 の 開 始 の 区 間 を 表 示 し た 図 面 は , 令 和 6 年 2 月 9 日 か ら 2 週 間 , 鹿 児 島 県 土 木 部 道 路 維 持 課 に お い て 一 般 の 縦 覧 に 供 す る 。

令 和 6 年 2 月 9 日